

日本語教育方法研究会 会則

1997年9月21日制定

1999年3月27日改訂

2000年3月25日改訂

2005年3月19日改訂

2015年9月19日改訂

第1章 総則

第1条 本会は、日本語教育方法研究会（Society of Japanese Language Education Methods、略称 JLEM）と称する。

第2条 本会は、会長のもとに事務局を置く。

第3条 本会は、運営委員会の決議を経て、必要な地域に支部を置くことができる。

第2章 目的・事業

第4条 本会は、会員相互の協力によって、日本語教育の現場に役立つ、日本語教育方法に関する実践的かつ科学的・実証的研究調査を推進し、この研究調査に関して情報の交換を行うことによって、日本語教育の質の向上を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 研究会誌、ニューズレター、論文誌、その他の発行
- (3) 国内外の日本語教育機関、団体との連絡および協力
- (4) 日本語教育方法に関する科学的・実証的研究に関する実績の表彰
- (5) その他、必要な事項

第3章 会員

第6条 本会の会員は、第4条の目的に賛同し、1年分の会費を添えて所定の入会申込書を本会に提出した者とする。

第7条 会員の種別は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 日本語教育の実践・研究に携わる者で、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 維持会員 本会の維持に協力する法人および団体
- (3) 名誉会員 日本語教育方法の研究開発に特に功労のあった者で、運営委員会の推薦を経て、総会で承認された個人

第8条 会員は種別に応じて、次に掲げる額の会費を各年度の期日までに納入しなければならない。

- (1) 個人会員 年額 3000円
- (2) 維持会員 年額（一口）10000円

(3) 名誉会員 不要

第9条

1. 個人会員は、研究会に参加して研究発表をすること、研究会誌およびニューズレターなどの配布を受けることの権利を有する。同時に、研究会開催にあたっては、できるかぎりその準備・運営・後片付け等に協力しなければならない。
2. 維持会員・名誉会員は、研究会への参加と研究会誌およびニューズレターなどの受け取りのみの権利を有する。

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 会員本人が退会の意思を表明したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 死亡、失踪宣告、維持会員にあつては、その所属団体等の解散
- (4) 本会の名誉を傷つけ、あるいは本会の事業を妨害する行為のあつたときは、運営委員会の決議を経て、除名されることがある。

第11条 会員は、退会した場合、または除名された場合、既納の会費その他の返還を要求することはできない。

第4章 役員・組織

第12条

1. 本会には、次のような役員を置く。
会長、事務局委員、および運営委員。
役員的人数は全体で30名程度とする。
2. 役員を選出
 - (1) 会長は運営委員会で選出し、総会において承認する。
 - (2) 事務局委員は、会長が委嘱し、総会において承認する。
 - (3) 運営委員の選出については会員の中から自薦・他薦により候補者を募り、運営委員会で審議し総会において承認する。
3. 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。会長の任期は、総会承認後の4月からとし、再任は1回を限度とする。事務局もそれに従う。他の運営委員の任期は、会長および事務局の交替後、1年後からとする。
4. 役員は、第4条の目的を達成するため、無報酬で会務を行うものとする。

第13条 本会には、次のような事務局および運営委員会を置く。また、研究会開催の際は、臨時に開催委員会、JLEM 賞選考委員会を組織する。

(1) 事務局

事務局は、会長を含め2～3名で構成する。

会長 1名

事務局委員 1～2名

研究会の企画、会場決定、プログラムの作成、
研究会・運営委員会・総会開催の連絡、発表
申込の受付、結果通知、総会用資料の作成など

(2) 運営委員会

運営委員会は、事務局と運営委員で構成する。

事務局 2～3名

会計担当委員 2名程度 予算の作成、入金出金の管理、収支決算の報告

編集担当委員 10名程度 研究会誌の編集、印刷、発送、および学術データベースへの登録に必要な電子媒体作成作業、ニューズレターの編集、本会ホームページでの公開

情報管理委員 5名程度 データベースによる会員名簿の管理、入会受付、入金状況の管理、本会のホームページの維持、管理

企画・広報委員 12名程度 新たな企画の提案および会の広報。委員の構成は地域間のバランスが保たれるようにする。

(3) 開催委員会

開催委員会は、研究会の開催地の会員から1～2名と、事務局委員1～2名で構成する。

主に、会場の下見、研究会当日の受付等の手配、午前・午後の座長や基調講演の依頼、当日の総合司会などの実務を担当し、研究会前日の運営委員会にも参加する。研究会の終了とともに解散する。

(4) JLEM 賞選考委員会

JLEM 賞選考委員会は、事務局、運営委員、会長が委嘱する会員で構成し、JLEM 優秀賞・奨励賞・ポスター賞の審査を行う。研究会の終了とともに解散する。

第14条

1. 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
2. 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した会長代理が、その職務を代行する。

第15条 事務局および運営委員は、運営委員会を組織し、本会の会則および別に定める研究会細則に従って本会の会務を議決し、執行する。

第5章 会議

第16条

1. 運営委員会、総会、JLEM 賞選考委員会の議長は会長とする。
2. 運営委員会は、研究会の前日を原則として毎年2回以上、会長が召集する。ただし、運営委員現在数の2分の1以上出席しなければ、議事を議決することはできない。ただし当該議事につき書面または委任状をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。
3. 運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
4. 通常総会は、毎年1回、会長が召集する。

5. 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他、運営委員会で必要と認められた事項
6. 総会は、会員総数の10分の1以上出席しなければ、議事を議決することはできない。ただし、当該議事につき書面または委任状をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
7. 会長は、運営委員から要請があり必要と認めた場合、あるいは会員総数の5分の1以上から決議すべき事項および理由を記載した書面が提出され、総会の召集を請求された場合は、臨時総会を召集しなければならない。総会召集は、少なくとも10日以上前に、議案を示した書面をもって、会員に通知する。
8. JLEM 賞選考委員会は、研究会当日に設置する。議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
9. 会議の議事要項および議決した事項などの議事録は、議長および事務局が作成し、会員に通知する。

第6章 資産および会計

第17条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第18条

1. 本会の事業遂行に要する経費は、会費、事業に伴う収入等から支出する。
2. 収支予算で決めるものを除いて、あらたに義務の負担をしたり、権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。
3. 本会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更ならびに解散

第19条 本会則は、運営委員会の決議および総会において出席会員数の3分の2以上の議決を経なければ、変更することはできない。

第20条 本会の解散は、運営委員会の決議および総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第21条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経て、本会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第8章 補則

第22条 本会則の施行についての規程は、総会の決議を経て別に定める。

付則1. 本会則は、平成9年9月21日から施行し、適用する。

2. 暫定措置として、平成9年9月21日から次の通常総会までの期間は、日本語教育方法研究会準備運営委員会がその職務を行う。